

○総務省令第九十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第四条の二第一項、第二十八条、第三十八条、第三十八条の二の二第一項、第三十八条の六第一項、第三十八条の二十四第二項、第三十八条の三十一及び第三十八条の三十三の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十二日

総務大臣 松本 剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>第六條の二の三 法第四條の二第一項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システム の無線局（第六條第四項第四号(1)、(3)及び(4)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。） 及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する条 件に適合するもの（実験試験局を除く。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>第六條の二の三 法第四條の二第一項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システム の無線局（第六條第四項第四号(1)及び(3)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）及び 五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する条件に 適合するもの（実験試験局を除く。）とする。</p>
---	---

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)
第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

「一・二 略」

三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

「イ〜ヘ 略」

ト 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

送信装置	占有周波数帯幅	空中線電力(注)
エ 直交周波数分割多重方式を使用するもの(自動車(道路交法(昭和三十五年法律第百五号)第一条第一項第九号に規定する自動車であつて同法第三条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車以外のものをいう。以下この号及び別表第三号29(2)において同じ。)	[略]	[略]
(内に設置するものに限り、自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。)		

【注】 略

チ 一MHzの帯域幅における等価方輻射電力は、次の表に掲げる値以下であること。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しないものは、同表に掲げる値に二分の一を乗じて得た値以下であること。

周波数帯	占有周波数帯幅	一MHzの帯域幅における等価方輻射電力
イ 五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下(自動車内に設置するものに限り、自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。)	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

改正前

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)
第四十九条の二十 「同上」

「一・二 同上」

三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

「イ〜ヘ 同上」

ト 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

送信装置	占有周波数帯幅	空中線電力(注)
エ 直交周波数分割多重方式を使用するもの(自動車内に設置するものに限る。)	[同上]	[同上]

【注】 同上

チ 「同上」

周波数帯	占有周波数帯幅	一MHzの帯域幅における等価方輻射電力
イ 五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下(自動車内に設置するものに限る。)	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]

〔リ〕ヲ 略〕

四 五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

〔イ・ロ 略〕

ハ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

〔1〕(4) 略〕

(5) 占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

六、一〇五MHz又は六、二六五MHz

〔ニ・ホ 略〕

ヘ 送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が次に掲げる値以下であること。

〔1〕(4) 略〕

(5) 占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

〇・六二五ミリワット

〔ト 略〕

チ 最大等価等方輻射電力が二五ミリワット以下の無線設備の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次に掲げる値以下であること。

〔1〕(4) 略〕

(5) 占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

〇・〇七八一二五ミリワット

リ 最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超える無線設備の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次に掲げる値以下であること。

〔1〕(4) 略〕

(5) 占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

〇・六二五ミリワット

ヌ 隣接チャネル漏えい電力等は、次のとおりであること。

〔1〕(4) 略〕

(5) 占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

搬送波の周波数から三二〇MHz離れた周波数の(±)一六〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値

最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超える無線設備であつて親局(他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下このルにおいて同じ。)からの電波の一MHzの帯域幅における受信電力がマイナス九五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下このルにおいて同じ。)以上の範囲内で運用される無線局相互間で行

〔リ〕ヲ 同上〕

四 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕(4) 同上〕

〔新設〕

〔ニ・ホ 同上〕

ヘ 〔同上〕

〔1〕(4) 同上〕

〔新設〕

〔ト 同上〕

チ 〔同上〕

〔1〕(4) 同上〕

〔新設〕

リ 〔同上〕

〔1〕(4) 同上〕

〔新設〕

ヌ 〔同上〕

〔1〕(4) 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

われる通信（以下このルにおいて「端末間通信」という。）を行うものは、最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下の親局からの電波の一皿の帯域幅における受信電力を四秒以下の間隔で測定し、その値がマイナス九五デシベル未満の場合には端末間通信を直ちに停止する機能を有すること。

【イからルまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものを含むこと。】

【五・六 略】

別表第二号（第6条関係）

【第1～第29 略】

第30 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

【1・2 略】

3 5.925MHzを超え6.425MHz以下の周波数の電波を使用するもの

【(1)～(4) 略】

(5) 占有周波数帯幅が160MHzを超え320MHz以下のもの 320MHz

【4・5 略】

【第31～79 略】

別表第三号（第7条関係）

【1～28 略】

29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5.150MHzを超え5.350MHz以下、5.470MHzを超え5.730MHz以下又は5.925MHzを超え6.425MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の1MHzの帯域幅における不要放射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

【(1) 略】

(2) 5.150MHzを超え5.250MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局であつて自動車内に設置する無線局（自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。）の送信設備

【表 略】

【注 略】

【(3)～(8) 略】

(9) 5.925MHzを超え6.425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて最大等価等方輻射電力が25ミリワット以下の無線設備

【イからルまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものを含むこと。】

【五・六 同左】

別表第二号（第6条関係）

【第1～第29 同左】

第30 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

【1・2 同左】

3 5.925MHzを超え6.425MHz以下の周波数の電波を使用するもの

【(1)～(4) 同左】

【新設】

【4・5 同左】

【第31～79 同左】

別表第三号（第7条関係）

【1～28 同左】

29 同左

【(1) 同左】

(2) 5.150MHzを超え5.250MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局であつて自動車内に設置する無線局の送信設備

【表 同左】

【注 同左】

【(3)～(8) 同左】

(9) 同左

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
【略】 80MHzを超え160MHz以下	6, 025MHz	5, 925MHz以下	0. 2μW以下
	6, 345MHz	6, 425MHz以上 6, 425. 5MHz未満	50μW以下
160MHzを超え320MHz以下	6, 105MHz	6, 425. 1MHz以上 5, 925MHz以下	12. 5μW以下 0. 2μW以下
	6, 265MHz	6, 425MHz以上	12. 5μW以下

(10) 5, 925MHzを超え6, 425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて最大等価等方輻射電力が25ミリワットを超え200ミリワット以下の無線設備

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
【略】 80MHzを超え160MHz以下	6, 025MHz	5, 925MHz以下	2μW以下
	6, 345MHz	6, 425MHz以上 6, 425. 5MHz未満	50μW以下
160MHzを超え320MHz以下	6, 105MHz	6, 425. 5MHz以上 5, 925MHz以下	12. 5μW以下 2μW以下
	6, 265MHz	6, 425. 7MHz未満 6, 425. 7MHz以上	50μW以下 12. 5μW以下

[30～70 略]

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
【同左】 80MHzを超え160MHz以下	6, 025MHz	5, 925MHz以下	0. 2μW以下
	6, 345MHz	6, 425MHz以上 6, 425. 1MHz未満	50μW以下
160MHzを超え320MHz以下	6, 105MHz	6, 425. 1MHz以上 5, 925MHz以下	12. 5μW以下 0. 2μW以下
	6, 265MHz	6, 425MHz以上	12. 5μW以下

(10) 【同左】

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
【同左】 80MHzを超え160MHz以下	6, 025MHz	5, 925MHz以下	2μW以下
	6, 345MHz	6, 425MHz以上 6, 425. 5MHz未満	50μW以下
160MHzを超え320MHz以下	6, 105MHz	6, 425. 5MHz以上 5, 925MHz以下	12. 5μW以下 2μW以下
	6, 265MHz	6, 425. 7MHz未満 6, 425. 7MHz以上	50μW以下 12. 5μW以下

[30～70 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕七十七 略〕

七十八 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局(五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)のうち自動車内に設置する無線局(自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。)に使用するための無線設備

〔七十九 略〕

八十 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下の無線設備(次号に掲げるものを除く。)

八十一 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局(同号ルの技術基準が適用されるものに限る。)に使用するための無線設備であつて、その最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下の無線設備

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号(設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。)、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕七十七 同上〕

七十八 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局(五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)のうち自動車内に設置する無線局に使用するための無線設備

〔七十九 同上〕

八十 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下の無線設備
〔新設〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号(設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。)、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号、第七十九号及び第八十号に掲げる特定無線設備

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 特性試験

〔同上〕

ア 〔同上〕

											送信装置	装置					
性	総合周波数特性	搬送波電力	シス特性	ブレエンファ	変調衝撃計数	は変調度	周波数偏位又	周波数偏移、	入射電力密度	比較収率	空中線電力	射又は不要発	射又は不要発	幅	占周波数帯	周波数	二 試験項目
	電力計	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	三 測定器等
																	四 特定無線設備の種別
																	第二十一条第一項
																	第二十一条第一項
																	第八十号の無線設備
																	第八十号の無線設備

											送信装置	装置					
性	総合周波数特性	搬送波電力	シス特性	ブレエンファ	変調衝撃計数	は変調度	周波数偏位又	周波数偏移、	入射電力密度	比較収率	空中線電力	射又は不要発	射又は不要発	幅	占周波数帯	周波数	二 試験項目
	電力計	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	器	三 測定器等
																	四 特定無線設備の種別
																	第二十一条第一項
																	第八十号の無線設備

受信装置										
総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度	副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス
低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	オシロスコープ 又はスペクトル 分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信 機又はスペクト ル分析器	低周波発振器 電力測定用受信 機又はスペクト ル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器 又はスペクトル 分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計
			○			○				
			○			○				

受信装置										
総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度	副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス
低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	オシロスコープ 又はスペクトル 分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信 機又はスペクト ル分析器	低周波発振器 電力測定用受信 機又はスペクト ル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器 又はスペクトル 分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計
			○			○				
			○			○				

隣接チャンネル 選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオ シロスコープ		
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計		
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計		
局部発振器の 周波数変動	周波数計		
ダイエンファ ンス特性	低周波発振器 直線検波器		
総合歪及び雑 音	標準信号発生器 歪率雑音計		

【雑 音】

【γ・α 音】

【11・13 音】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

【第一・第二 略】

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリテイシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局並びに700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

【様式略】

【注 1～11 略】

12 8の欄は、次によること。

【(1)～(7) 略】

(8) 5.925MHzを超え6.425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備のうち最大等価等方輻射電力が25mWを超えるものについては、親局又

隣接チャンネル 選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオ シロスコープ		
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計		
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計		
局部発振器の 周波数変動	周波数計		
ダイエンファ ンス特性	低周波発振器 直線検波器		
総合歪及び雑 音	標準信号発生器 歪率雑音計		

【雑 音】

【γ・α 音】

【11・13 同左】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

【第一・第二 同左】

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリテイシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局並びに700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

【様式同左】

【注 1～11 同左】

12 8の欄は、次によること。

【(1)～(7) 同左】

(8) 5.925MHzを超え6.425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備のうち最大等価等方輻射電力が25mWを超えるものについては、親局又

は子局の別、端末間通信（設備規則第19条の20第4号ルに規定する端末間通信をいう。）を行う機能の有無、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。また、最大等価等方輻射電力が25mWを超える親局については、屋外での使用を目的とする構造の有無を記載し、筐体外部からケーブルを介して供給される電源によるのみ動作すること及び屋外での使用を目的としない構造であることを示す図面等を添付すること。

〔9〕 略

〔第四～第六 略〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

〔様式略〕

〔注1～3 略〕

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとする。

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第80号に掲げる無線設備	Z R
第2条第1項第81号に掲げる無線設備	W R

〔5 略〕

は子局の別、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。また、最大等価等方輻射電力が25mWを超える親局については、屋外での使用を目的とする構造の有無を記載し、筐体外部からケーブルを介して供給される電源によるのみ動作すること及び屋外での使用を目的としない構造であることを示す図面等を添付すること。

〔9〕 同左

〔第四～第六 同左〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

〔同左〕

〔様式同左〕

〔注1～3 同左〕

4 〔同左〕

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第80号に掲げる無線設備	Z R

〔5 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に受けている第二条による改正前の無線設備規則第四十九条の二十第三号及び第四号に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。